エコクリーンプラザみやざき環境学習啓発施設改修工事　特記仕様書

１．工事概要

（１）場所

宮崎県宮崎市大字大瀬町字倉谷６１７６番１

（２）工事種目

展示施設改修工事一式（本工事は、展示設計図及び本仕様書に基づいて実施する。）

（３）工事区分

エコクリーンプラザみやざき環境学習・管理棟２階及びリサイクル施設２階の展示スペース等における展示工事とする。

・環境学習・管理棟２階　　２６４平方メートル
・リサイクル施設２階展示スペース　　９９平方メートル
・リサイクル施設２階エレベーターホール　　６３平方メートル

２．通則

（１）監督員

本仕様書でいう監督員とは、発注者又はその代理人とする。

仕様書の記載事項に基づき、監督員の受注者に対する指示、承諾、検査はその責任により行うものとする。

（２）疑義

設計図面及び仕様書の内容に疑義を生じた場合、又は判断し難い場合は、監督員と協議する。

（３）変更

現場の納まり、取り合わせなどの関係で軽微な変更を生じた場合は、監督員の指示・承諾による。

（４）設計変更

発注者の希望により、上記に該当しない設計変更が生じた場合、原則として、受注者が見積書を提出して承諾を受けた上で行う。

３．共通事項

（１）現場代理人

現場代理人とは、工事請負契約書に規定する主任技術者をいう。

（２）現場管理

工事現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生規則、その他の関係法規に従い、安全・風紀衛生・火災盗難・その他の事故防止について、遺漏のないようにする。

４．展示造作工事・一般工事

（１）工事基準

本工事における図面及び特記仕様書に記載されている事項、木工事・金属工事・表装工事・塗装工事等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部編「公共建築工事標準仕様書」に準拠する。

（２）施工

１）実施工程表

着工に先立ち、実施工程表を作成し、監督員の承認を受ける。

実施工程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は、変更実施工程表を遅滞な

く作成し、監督員の承諾を受ける。

2）施工図

原寸図、施工図、見本等は必要に応じて遅滞なく監督員に提出し、承諾を受ける。

3）材料

・品質：材料は、特記のある材料以外は全て新品とし、原則として日本工業規格（ＪＩＳ）、日本農業規格（ＪＡＳ）等の規格に適合したものとする。

・見本：仕様材料のうち、監督員の指定するものについては仕上げの程度、色合い、柄等、あらかじめ見本を提出して指示を受ける。

・検査：検査対象となる材料は監督員の指示による。

4）後片付け

工事完了に際しては、建物等の内外の後片付け及び清掃を入念に行う。

5）試運転調整

試運転調整を必要とする項目については、それを行い、その結果を遅滞なく監督員に報告する。

6）竣工検査

検査は、本工事の引き渡しを目的とし、監督員の立ち会いのもとに行い、発注者の承諾を受ける。

万一、不備もしくは不良の事項のある場合は、監督員の指示に基づき、直ちに取り換え又は補修を行って、再検査を受ける。

（3）工事完了

1）鍵の引き渡し

工事が完了した時点で、鍵の照合を行い、鍵１箇所につき２個以上の鍵を添えて監督員に提出する。

2）提出書類

受注者は、契約書及び仕様書に基づき、下記に定める書類を作成し監督員に提出する。

・工事工程写真
・設備機器取扱説明書
・竣工図
・完成写真

5．特記事項

（1）グラフィック制作

1）グラフィック制作

・解説原稿、図表、写真等によりレイアウト図を作成し、監督員の承諾を受け制作図を作成する。

その際受注者は発生する著作権の処理を行い、それにかかる費用を負担する。

2）データ版下

・データはパネル内の全ての情報が組み込まれた状態で、仕上がりサイズの１／１～１／２程度を基準とし作成する。

・データは出力機に合わせたソフト、書体、カラーモードで作成する。

・イラスト（原画）や写真（フィルム、紙焼）は仕上がりサイズで１５０ｄｐｉ以上の解像度になるようにスキャニングする。

3）版下校正（承認）

・版下校正（承認）は、監督員の承諾を受けるものとする。

・データ版下の校正（承認）は、カラーで出力されたもので行い、データはCD-R等にバックアップ保存する。

4）デジタルカラー印画紙出力

プリント素材は出力機専用のものを使用する。

（2）映像・音響・情報映像（デジタルコンテンツ）ソフト作成

映像ソフト制作に当たっては、監督員と協議の上シナリオ及び画面構成を作成し、実施する。

なお、編集時における画面構成や、ナレーション録音に際しては、監督員の立ち会いのもとに行うことを原則とする。

（３）映像・音響・情報映像（デジタルコンテンツ）装置機器

装置機器のシステム構成は、設計図面に基づく機能を満たすことを前提に運営上の使い勝手及び操作・演出計画に沿って行う。

（４）模型・装置・造形制作

模型、装置、あるいは造形物については、必要に応じてサンプルを作成し、監督員の承諾を受けて制作に入ること。

（５）実物展示

実物展示にあたっては、監督員と協議の上、選定を行い、レイアウト図を作成し、寄贈、購入、借用等により入手する。

（６）著作権等について

１）受注者は展示制作に使用する動画、静止画、音声、文章等の素材・原稿類に付随する著作権及び肖像権等について、第三者の権利を侵害してはならない。

２）受注者は発注者から完成検査に合格した旨の通知を受けた日をもって成果品の著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を発注者に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第１８条第１項、第１９条第１項及び第２０条第１項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果品の全部又は一部に受注者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、甲乙協議の上、定める。

３）成果品に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受注者は、直ちにこれを発注者に報告し、受注者の責任と費用負担において解決するものとする。